

「生物多様性なごや戦略実行計画 2030（案）」 に対する市民意見の内容及び市の考え方

「生物多様性なごや戦略実行計画 2030（案）」に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。いただいたご意見とそれに対する本市の考え方を公表いたします。なお、ご意見の内容については、原文の一部を要約、分割するなどして掲載させていただきましたので、ご了承ください。

令和 5 年 10 月

<市民意見募集の概要>

●募集概要

令和 5 年 7 月 18 日（火）から 8 月 17 日（木）まで

●提出状況

提出者数：7 人

提出方法：郵送（2 人）、電子メール（5 人）

●意見の内訳 合計 28 件

計画全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 件

第 5 章 重点方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 件

・2030 年までの方針（1 件）

・重点方針 1（14 件）

・重点方針 2（4 件）

・重点方針 3（1 件）

・重点方針 4（5 件）

名古屋市 環境局 環境企画部 環境企画課

電 話：052-972-2698

F A X：052-972-4134

電子メール：a2662-01@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

計画全般について 3 件

【市民意見の概要】

- ① 緑被率が減少する中でネイチャーポジティブを実現することは不可能だと思われる。まずは非常事態宣言をして現状を多くの方に認知していただくこと、そして課題を網羅し、費用対効果なども示したうえで、各方面から意見・アイデアをいただきながら取り組みを進めるべき。
- ② 現状では生命の仕組みや食物連鎖が解明されていないので、人間が生きていくためにも、現状の地球環境を維持することに努めなくてはならない。生物多様性の課題は全地球的に取り組む問題である。
- ③ 難しいことは分かりませんが、虫を食べるなど昔の生活に戻るべき。

【市の考え方】

- ① 本計画の推進にあたっては、有識者や市民の皆さまから意見・アイデアをいただきながら、世界目標であるネイチャーポジティブの実現に向けて、施策を推進してまいります。
- ② ご意見いただいた通り、生物多様性は世界的に取り組むべき重要な課題と認識しております。
- ③ 市民アンケートでは、生物多様性のために市民が取り組みたいこととして、環境に配慮された商品を買うなど日常生活の中でできることを行いたいという回答が多く得られました。その結果も踏まえ、本編 7 章では、私たちができることを主体別に記載しています。

第 5 章 重点方針 25 件

<2030 年までの方針（1 件）>

【市民意見の概要】

個々の職員の意識改革なくして、市民や事業者の意識改革はない。全ての項目（重点方針等）に行政の役割、並びに市職員（教員を含む）の項目を設けるべき。

【市の考え方】

重点方針ロードマップに記載した施策を進めることが行政の役割であると認識しています。6 章に記載した毎年度の進捗管理の実施により庁内関係部局が生物多様性施策を推進するとともに、庁内研修も実施しながら、計画を推進してまいります。

<重点方針 1（14 件）>

【市民意見の概要】

- ① 緑被率が減少しているということは、失われていく緑に対して施策の成果が不十分だったということである。失われていく緑を如何に少なくするかを目標に入れるべき。
- ② 「**②**身近な生きものに関する生息・生育状況の把握」の項目の中に「絶滅危惧種の効果的な保全方法の検討・実施」があるが、保全活動を行う上で重要な課題であり、“把握”の中に付随的に記載する程度のもではなく、項目としてあげるべき。また、絶滅危惧種だけを対象とするのではなく、在来種全般、特に絶滅危惧予備群に関しても検討・実施すべき。

- ③ 法令以上に小さな規模の開発に対しても開発業者自身が環境アセスメントを実施することを義務づけるべき。
- ④ 行政が行う緑地等の管理行為に際しては、生きものの情報の開示・公表は必要であり、進めてほしい。ただし、開示にあたっては、機密が守られることを担保すべき。
- ⑤ 緑化等、基本施策に賛成だが、次期総合計画では、名古屋駅や名古屋城周辺の活性化（開発）が記載されており、目標数値の達成はなかなか困難が伴うのではないかと。目標を設定する以上、市としてはどこの地域を重点緑化地域とするのかなど、より踏み込んだ計画とすべき。
- ⑥ 生物多様性に配慮した緑化とは何か。また、それについて周知を図るべき。
- ⑦ 生物多様性に配慮した緑化について、学校の運動場や小公園の緑化を、雨水の有効利用と合わせて、検討・実施する項目を是非入れていただきたい。
- ⑧ 市内において貴重な鳥類生息場所となっている名古屋城外堀の環境保全のため、樹木（特に低木）の保護、竹林の対策をお願いしたい。
- ⑨ 各戸にある 10 m²未満の小さな緑が急速に減少していると思うが、把握できていないのではないかと。現在の緑を存続させることを意識するとともに、市民主体では実施不可能な状況になってきていることを認識し何らかの施策を行うべき。
- ⑩ 民有地緑化の助成について、空いたスペースを自然環境の復元に誘導するような所有者にとって魅力的な助成制度の制定ないし改定を進めていただきたい。
- ⑪ 耕さない農法の検討・実施を是非入れていただきたい。
- ⑫ ため池は生物多様性にとって重要であり、消滅すれば水生生物をはじめとする周囲の生きものに多大な影響を与えることになるため、方針や目標をもってため池の浚渫等の維持管理をしていくべき。
- ⑬ 庄内川・新川の河川区域内において、自然環境を再生して動植物を呼び込み、自然環境教育や減災工夫の継承をしてほしい。
- ⑭ 藤前干潟は埋め立てから守られたが、今後は保全だけではなく、市で強力に介入し、市民が年中利用できる場づくりをするべき。

【市の考え方】

- ① 生物多様性の基盤となる緑の維持・創出は重要と認識しています。重点方針 1 の「**⑤**生物多様性に配慮した緑化の推進」や「**⑥**緑の保全・創出」等個別の施策を推進する中で緑の維持・創出に努めてまいります。なお、いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。
- ② 保全については、種ごと場所ごとに様々な手法があり、専門家や保全団体の間でも議論がなされているところです。「絶滅危惧種の効果的な保全方法の検討・実施」「調査に基づく劣化場所の把握、劣化場所の保全」といった項目による継続的な調査を踏まえ、実効性のある保全活動方法の検討・実施を行っていきたいと考えています。また、絶滅危惧種以外のいわゆる普通種につきましても、「名古屋市版グリーンデータブックの作成」や「身近な生きものの定点・定時調査の実施」を通じて対応していきたいと考えています。
- ③ 本市では、環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして、手続きが必要と考えられる事業を対象に環境影響評価の実施を条例で義務付けています。対象事業の種類と規模は、国・県の制度にない事業を追加するとともに、国・県より規模要件を引き下げるなど、

より多くの事業が対象となるように設定しています。なお、現在、市内の生態系に重要な場所の可視化の検討を進めており、それらの情報を提供することで開発事業者に生物多様性の配慮を促してまいります。

- ④ 現在、市内の動植物情報を収集し、生態系に重要な場所等の可視化を進めています。作成された地図は、市役所内の緑地・公園管理者などと共有してまいります。また、地図の公開における希少種情報等の取り扱いについても、慎重に検討してまいります。
- ⑤ 生物多様性の基盤となる緑の維持・創出は重要と認識しています。重点方針1の「**⑤**生物多様性に配慮した緑化の推進」や「**⑥**緑の保全・創出」等個別の施策を推進する中で緑の維持・創出に努めてまいります。なお、いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。
- ⑥ 生物多様性に配慮した緑化は、在来種や花や実をつける植物を植えるなど、生きもののすみか・エサ場・休息場所などに配慮した緑化のことで、令和5年3月に「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」を策定し、周知をはかっているところです。今後も、市民・事業者の皆さまにわかりやすい普及・啓発に努めてまいります。
- ⑦ 生物多様性緑化については、「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」に基づき、市有地での生物多様性緑化を進めてまいります。また、公共建築物において雨水利用を推進してまいります。
- ⑧ 名古屋城外堀は、地域において伝統的、文化的意義を有する緑地として特別緑地保全地区に指定され維持管理しています。ご意見を参考に今後も適正な維持管理に努めてまいります。
- ⑨ 小規模な緑についても、本市の生態系を構築する貴重な自然の一つであり、各家庭等における緑の維持・創出についても重要なものと考えています。今後、重点方針1で示した「都心の生きもの復活事業」等における普及啓発を通じて、その重要性を伝えてまいります。また、本市では、建築物を新築する場合等に、敷地面積などの条件により一定の緑化をいただいているところです。この緑化地域制度や風致地区のほか、みどりの補助金などの既存の取り組みを進めるとともに、よりよい緑化の推進に向けて制度の改善も検討してまいります。

なお、本件のご指摘を踏まえ、重点方針1(2) パートナースhipで進めるための市民役割を「自宅等での緑の維持・創出や生物多様性に配慮した緑化の実施」といたしました。

- ⑩ 民有地緑化について、みどりの補助金(名古屋市民有地緑化助成事業)を実施しています。また、みどりの補助金申請にあたっては、緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」により一定の評価を得た緑化を対象としています。それらの取り組みを通じ自然環境の復元に誘導してまいります。
- ⑪ 現在、国におきましても有機農業を推進しており、本市においても環境負荷低減となる有機農業について、支援のあり方を検討してまいります。
- ⑫ ため池は生物多様性保全上重要と認識しており、生物多様性センターやなごや生物多様性保全活動協議会において池干しや各種調査が行われています。ご意見を参考にして今後もため池の適切な維持管理に努めてまいります。
- ⑬ 水辺は生きものの生息・生育や環境学習の場として重要と認識しており、自然と親しむ機会の提供等に努めているところです。なお、いただいたご意見は河川を所管する国等に情

報共有し、働きかけてまいります。

- ⑭ 藤前干潟協議会の場合など関係機関と連携し、ラムサール条約湿地の理念である賢明な利用を推進してまいります。

<重点方針2（4件）>

【市民意見の概要】

- ① 東部丘陵等で侵略的外来生物による在来種の減少、生物の盗掘による希少種の減少、竹林の拡大など自然の質の劣化が著しく進んでいるが、これまでの振り返りに記載されていないことから、記載を見直し、それに対する施策も再検討すべき。
- ② 雨水貯留浸透について、行政自らもより積極的に設置していくべき。
- ③ 現在の再生可能エネルギーは、広い面積を利用するものが多く生物多様性保全の面では好ましくない開発が横行しています。今後は、名古屋市としても新時代のエネルギー技術の研究・開発を後押ししていただきたい。
- ④ プラスチックの素材別リサイクルについて、行政が実施するように見えるが、実効性のある取り組みを実施できるのか。

【市の考え方】

- ① 東部丘陵等で拡大している侵略的外来種の侵入や竹林の拡大などの課題について、これまでの振り返りの課題の中に「まちなか及び郊外における生態系回復の促進」と、郊外の文言を追加しました。また、それらの課題については、「重点方針1「**④**外来種対策の推進」や「**⑥**緑の保全・創出」の中で国や県と連携し、市民団体や教育機関など様々な主体と協働することにより取り組みを継続してまいります。
- ② 本市の公共施設については、雨水流出抑制施設の設置を義務付けており、新設や改築の機会を捉え、積極的に設置してまいります。
- ③ いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
- ④ 本市では、これまで容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装についてのみ、分別収集、リサイクルを行ってまいりましたが、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づき、令和6年4月から、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括収集し、リサイクルを進めてまいります。

<重点方針3（1件）>

【市民意見の概要】

「**⑦**自然と親しむ機会の提供」などについては、木曽川流域のみで無く、治水の関係で重要な庄内川（矢田川、香流川）、天白川（植田川）等にも目を向けるべき

【市の考え方】

自然と親しむ機会の提供については、「水環境・水循環を学ぶ講座」、「なごや生物多様性サマースクール」、「なごや環境大学における共育講座」等の取り組みを通じて、木曽川流域以外の河川を含む様々なフィールドにおいて実施しているところです。今後も引き続き取り組んでまいります。

<重点方針4（5件）>

【市民意見の概要】

- ① 保全団体のレベルアップ機能は即効性のある喫緊の課題である。なごビオと協力して推進することを盛り込んでいただききたい。
- ② 生物多様性センターについて、廊下での展示や出前での活用だけでは無く、展示室を設けて、現物を見ながら、解説を見たり聞いたり出来るスペースを設ける事を目標値に入れるべき。
- ③ 生物多様性センターについて、保全方法の情報収集・開発・開発の支援（外来種捕獲方法、最適な生育条件の把握、具現化の方法）も強化する機能として明記すべき。
- ④ 生物の基盤でもある地質調査データについて、生物多様性センターで情報集約をすべき。
- ⑤ 「③地域の保全活動を持続可能なかたちで進めるための仕組みづくり」について、元気な高齢者を如何に活かすかと言う視点を入れるべき。

【市の考え方】

- ① 「なごや生物多様性センターにおける人づくり」や「調査・保全活動に関わる人の拡大と連携強化」に記載していますように、保全団体のレベルアップに向けた担い手づくりや連携強化に努めてまいります。なお、「市民・専門家・行政の協働による」という記載で、なごや生物多様性保全活動協議会を含む幅広い主体との連携を示しています。
- ② センターは市民協働による生きもの調査・保全活動の拠点としての位置づけで設置した施設です。調査や保全活動に参加していただける取り組みを通じて、実際に身近な自然の中で生きている生きものをご覧いただく機会を提供してまいります。
- ③ 収集した生きもの情報を実際の保全活動に活用していくことはセンターの重要な役割と考えています。重点方針1「②身近な生きものに関する生息・生育状況の把握」において、具体的な取り組み内容として「絶滅危惧種の効果的な保全方法の検討・実施」や「調査に基づく劣化場所の把握、劣化場所の保全・再生」を記載しています。
- ④ 生きもの情報と地質調査データを関連付けて整理する必要がある場合には、関係局や研究機関の地質調査データの調査・収集状況について情報収集を行ってまいります。
- ⑤ 高齢者含む保全活動を行う様々な方に関わっていく必要があると考えており、「②調査・保全活動に関わる人の拡大と連携強化」の中で、「あらゆる世代に働きかけ」という文言を記載しています。